

決議第2号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和8年3月26日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 令和8年度管内離島行政視察研修及び臨時総会
 - (1) 日 時：令和8年5月20日(水)～5月21日(木)
 - (2) 場 所：久米島町
 - (3) 派遣議員：議長
 - (4) 主 催：南部地区市町村議会議長会

2. 令和8年度町村議会議長・副議長研修会
 - (1) 日 時：令和8年5月25日(月)～5月27日(水)
 - (2) 場 所：東京都
 - (3) 派遣議員：議長・副議長
 - (4) 主 催：全国町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。